

その一

(表)

<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; width: 30px; height: 30px; display: inline-block; margin-bottom: 5px;">受付印</div> 業務核都市県税不均一課税に関する届出書 (不動産取得税)																					
年 月 日																					
千葉県 県税事務所長 様																					
所在地 名称及び 代表者の氏名																					
千葉県業務核都市県税不均一課税条例第4条の規定により、次のとおり届け出ます。																					
不 均 一 課 税 に 係 る 中 核 的 民 間 施 設 の 要 件	同意基本構想		名称			公表日															
	中核的民間施設の名称																				
	所在地																				
	事業の用に供する年月日																				
	構成施設の名称																				
	減価償却資産の取得価額の合計額																				
	円																				
	円																				
	円																				
	計																				
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">区分</td> <td style="width: 30%;">対象施設に含まれる部分 ①</td> <td style="width: 30%;">対象施設に含まれない部分 ②</td> <td style="width: 30%;">① / ①+②</td> </tr> <tr> <td>家屋</td> <td style="text-align: right;">㎡</td> <td style="text-align: right;">㎡</td> <td style="text-align: right;">%</td> </tr> <tr> <td>構築物</td> <td style="text-align: right;">円</td> <td style="text-align: right;">円</td> <td style="text-align: right;">%</td> </tr> </table>										区分	対象施設に含まれる部分 ①	対象施設に含まれない部分 ②	① / ①+②	家屋	㎡	㎡	%	構築物	円	円	%
区分	対象施設に含まれる部分 ①	対象施設に含まれない部分 ②	① / ①+②																		
家屋	㎡	㎡	%																		
構築物	円	円	%																		
利用の形態																					
風俗営業の許可又は性風俗特殊営業の届出の有無 有・無																					
不 均 一 課 税 に 係 る 不 動 産	家	所在地		家屋番号	種類	構造	床面積														
							㎡														
							㎡														
	屋	取得年月日	年 月 日		取得の原因及び使用目的																
		取得価額	円																		
	土	所在地番		地目	地積																
					㎡																
					㎡																
	地	取得年月日	年 月 日		取得の原因及び使用目的																
		取得価額	円		家屋の建設に着手した日			年 月 日													
備考																					

その一

(表)

<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; width: 30px; height: 30px; display: inline-block; margin-bottom: 5px;">受付印</div> 業務核都市県税不均一課税に関する届出書 (不動産取得税)																					
年 月 日																					
千葉県 県税事務所長 様																					
所在地 名称及び 代表者の氏名																					
千葉県業務核都市県税不均一課税条例第4条の規定により、次のとおり届け出ます。																					
不 均 一 課 税 に 係 る 中 核 的 民 間 施 設 の 要 件	同意基本構想		名称			公表日															
	中核的民間施設の名称																				
	所在地																				
	事業の用に供する年月日																				
	構成施設の名称																				
	減価償却資産の取得価額の合計額																				
	円																				
	円																				
	円																				
	計																				
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">区分</td> <td style="width: 30%;">対象施設に含まれる部分 ①</td> <td style="width: 30%;">対象施設に含まれない部分 ②</td> <td style="width: 30%;">① / ①+②</td> </tr> <tr> <td>家屋</td> <td style="text-align: right;">㎡</td> <td style="text-align: right;">㎡</td> <td style="text-align: right;">%</td> </tr> <tr> <td>構築物</td> <td style="text-align: right;">円</td> <td style="text-align: right;">円</td> <td style="text-align: right;">%</td> </tr> </table>										区分	対象施設に含まれる部分 ①	対象施設に含まれない部分 ②	① / ①+②	家屋	㎡	㎡	%	構築物	円	円	%
区分	対象施設に含まれる部分 ①	対象施設に含まれない部分 ②	① / ①+②																		
家屋	㎡	㎡	%																		
構築物	円	円	%																		
利用の形態																					
風俗営業の許可又は性風俗特殊営業の届出の有無 有・無																					
不 均 一 課 税 に 係 る 不 動 産	家	所在地		家屋番号	種類	構造	床面積														
							㎡														
							㎡														
	屋	取得年月日	年 月 日		取得の原因及び使用目的																
		取得価額	円																		
	土	所在地番		地目	地積																
					㎡																
					㎡																
	地	取得年月日	年 月 日		取得の原因及び使用目的																
		取得価額	円		家屋の建設に着手した日			年 月 日													
備考																					

(裏)

注

- 1 この届出書は、一の中核的民間施設ごとに記載すること。
- 2 「構成施設の名称」の欄には、多極分散型国土形成促進法施行令第7条に規定する施設に該当するもので次の3で規定する取得価額の合計額が1億円を超えるものを記載すること。
- 3 「減価償却資産の取得価額の合計額」の欄に記載する不均一課税の対象となる中核的民間施設を構成する構成施設の用に供する減価償却資産は、法人税法施行令第13条第1号及び第2号に掲げるものに限ること。
- 4 「対象施設の構成割合」の「対象施設」とは前掲2の全ての施設をいい、家屋にあつては機械室、廊下、階段その他共用に供されるべき部分の床面積を除いた床面積を記載し、構築物にあつては法人税法施行令第13条第2号に掲げる減価償却資産の取得価額の合計額を記載すること。
- 5 「利用の形態」の欄は、会員等一般の利用客に比べ有利な条件で当該施設を利用する権利を有する者が存する施設にあつてはその概略を記載することとし、それ以外の施設にあつては記載を要しないこと。
- 6 「家屋の建設に着手した日」の欄には、当該家屋の敷地においてその建設に必要な造形、根切り又は杭打ちのいずれかの工事が最初に行われた日を記載すること。
- 7 この届出書には、次の書類を添付すること。
 - (1) 当該施設が同意基本構想に係る中核的民間施設であることを証する書類
 - (2) 税務官署に提出した当該中核的民間施設に係る「減価償却資産の償却額の計算に関する明細書」の写し
 - (3) 売買契約書の写しその他所有権移転の日が確認できる書類の写し
 - (4) 中核的民間施設に係る家屋全体の平面図（不均一課税の対象となる資産を明示するものであること。）
 - (5) 付表

(裏)

注

- 1 この届出書は、一の中核的民間施設ごとに記載すること。
- 2 「構成施設の名称」の欄には、多極分散型国土形成促進法施行令第7条に規定する施設に該当するもので次の3で規定する取得価額の合計額が1億円を超えるものを記載すること。
- 3 「減価償却資産の取得価額の合計額」の欄に記載する不均一課税の対象となる中核的民間施設を構成する構成施設の用に供する減価償却資産は、法人税法施行令第13条第1号及び第2号に掲げるものに限ること。
- 4 「対象施設の構成割合」の「対象施設」とは前掲2のすべての施設をいい、家屋にあつては機械室、廊下、階段その他共用に供されるべき部分の床面積を除いた床面積を記載し、構築物にあつては法人税法施行令第13条第2号に掲げる減価償却資産の取得価額の合計額を記載すること。
- 5 「利用の形態」の欄は、会員等一般の利用客に比べ有利な条件で当該施設を利用する権利を有する者が存する施設にあつてはその概略を記載することとし、それ以外の施設にあつては記載を要しないこと。
- 6 「家屋の建設に着手した日」の欄には、当該家屋の敷地においてその建設に必要な造形、根切り又は杭打ちのいずれかの工事が最初に行われた日を記載すること。
- 7 この届出書には、次の書類を添付すること。
 - (1) 当該施設が同意基本構想に係る中核的民間施設であることを証する書類
 - (2) 税務官署に提出した当該中核的民間施設に係る「減価償却資産の償却額の計算に関する明細書」の写し
 - (3) 売買契約書の写しその他所有権移転の日が確認できる書類の写し
 - (4) 中核的民間施設に係る家屋全体の平面図（不均一課税の対象となる資産を明示するものであること。）
 - (5) 付表

第一号様式 (第五條)

(改正後)

その二

(表)

<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; width: 30px; height: 30px; display: inline-block; margin-right: 5px;"></div> 業務核都市県税不均一課税に関する届出書 (固定資産税)											
年 月 日											
千葉県 県税事務所長 様											
所在地 名称及び 代表者の氏名											
千葉県業務核都市県税不均一課税条例第4条の規定により、次のとおり届け出ます。											
不 設 置 に 一 係 る 中 核 的 の 民 間 施 設 の 要 件	同意基本構想	名称					公表日				
	中核的民間施設の名称										
	所在地										
	事業の用に供する年月日										
	年 月 日										
	規模要件	構成施設の名称									
		減価償却資産の取得価額の合計額									
		円									
		円									
	対構築物に 係る要件	区分	対象施設に含まれる部分 ①			対象施設に含まれない部分 ②			① / ②		
家屋 m ²			m ²			%					
構築物		円			円			%			
利用の形態											
風俗営業の許可又は性風俗特殊営業の届出の有無											
有 ・ 無											
不 構 築 物 に 係 る	取 得 価 額										
	種 類	前年前に取得したもの ①	前年中に減少したもの ②	前年中に取得したもの ③	計						
	①-②+③										
	合 計										
	取得年月日										
年 月 日		取得の原因及び使用目的									
備 考											

第一号様式 (第三條)

(改正前)

その二

(表)

<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; width: 30px; height: 30px; display: inline-block; margin-right: 5px;"></div> 業務核都市県税不均一課税に関する届出書 (固定資産税)											
年 月 日											
千葉県 県税事務所長 様											
所在地 名称及び 代表者の氏名											
千葉県業務核都市県税不均一課税条例第4条の規定により、次のとおり届け出ます。											
不 設 置 に 一 係 る 中 核 的 の 民 間 施 設 の 要 件	同意基本構想	名称					公表日				
	中核的民間施設の名称										
	所在地										
	事業の用に供する年月日										
	年 月 日										
	規模要件	構成施設の名称									
		減価償却資産の取得価額の合計額									
		円									
		円									
	対構築物に 係る要件	区分	対象施設に含まれる部分 ①			対象施設に含まれない部分 ②			① / ②		
家屋 m ²			m ²			%					
構築物		円			円			%			
利用の形態											
風俗営業の許可又は性風俗特殊営業の届出の有無											
有 ・ 無											
不 構 築 物 に 係 る	取 得 価 額										
	種 類	前年前に取得したもの ①	前年中に減少したもの ②	前年中に取得したもの ③	計						
	①-②+③										
	合 計										
	取得年月日										
年 月 日		取得の原因及び使用目的									
備 考											

(裏)

注

- 1 この届出書は、一の中核的民間施設ごとに記載すること。ただし、当該中核的民間施設が二以上の市町村にまたがる場合には、所在の市町村ごとに記載すること。
- 2 「構成施設の名称」の欄には、多極分散型国土形成促進法施行令第7条に規定する施設に該当するもので次の3で規定する取得価額の合計額が1億円を超えるものを記載すること。
- 3 「減価償却資産の取得価額の合計額」の欄に記載する不均一課税の対象となる中核的民間施設を構成する構成施設の用に供する減価償却資産は、法人税法施行令第13条第1号及び第2号に掲げるものに限ること。
- 4 「対象施設の構成割合」の「対象施設」とは前掲2の全ての施設をいい、家屋にあつては機械室、廊下、階段その他共用に供されるべき部分の床面積を除いた床面積を記載し、構築物にあつては法人税法施行令第13条第2号に掲げる減価償却資産の取得価額の合計額を記載すること。
- 5 「利用の形態」の欄は、会員等一般の利用客に比べ有利な条件で当該施設を利用する権利を有する者が存する施設にあつてはその概略を記載することとし、それ以外の施設にあつては記載を要しないこと。
- 6 「不均一課税に係る構築物」の欄の「① 前年前に取得したもの」の欄には地方税法施行規則第14条の規定による償却資産申告書の(イ)欄の価額のうち不均一課税の対象となる構築物の価額を、「② 前年中に減少したもの」の欄には(ロ)欄の価額のうち不均一課税の対象となる構築物の価額を、「③ 前年中に取得したもの」の欄には(ハ)欄の価額のうち不均一課税の対象となる構築物の価額をそれぞれ記載すること。
- 7 この届出書には、次の書類を添付すること。
 - (1) 当該施設が同意基本構想に係る中核的民間施設であることを証する書類
 - (2) 税務官署に提出した当該中核的民間施設に係る「減価償却資産の償却額の計算に関する明細書」の写し
 - (3) 中核的民間施設に係る家屋全体の平面図（不均一課税の対象となる資産を明示するものであること。）
 - (4) 付表

(裏)

注

- 1 この届出書は、一の中核的民間施設ごとに記載すること。ただし、当該中核的民間施設が二以上の市町村にまたがる場合には、所在の市町村ごとに記載すること。
- 2 「構成施設の名称」の欄には、多極分散型国土形成促進法施行令第7条に規定する施設に該当するもので次の3で規定する取得価額の合計額が1億円を超えるものを記載すること。
- 3 「減価償却資産の取得価額の合計額」の欄に記載する不均一課税の対象となる中核的民間施設を構成する構成施設の用に供する減価償却資産は、法人税法施行令第13条第1号及び第2号に掲げるものに限ること。
- 4 「対象施設の構成割合」の「対象施設」とは前掲2のすべての施設をいい、家屋にあつては機械室、廊下、階段その他共用に供されるべき部分の床面積を除いた床面積を記載し、構築物にあつては法人税法施行令第13条第2号に掲げる減価償却資産の取得価額の合計額を記載すること。
- 5 「利用の形態」の欄は、会員等一般の利用客に比べ有利な条件で当該施設を利用する権利を有する者が存する施設にあつてはその概略を記載することとし、それ以外の施設にあつては記載を要しないこと。
- 6 「不均一課税に係る構築物」の欄の「① 前年前に取得したもの」の欄には地方税法施行規則第14条の規定による償却資産申告書の(イ)欄の価額のうち不均一課税の対象となる構築物の価額を、「② 前年中に減少したもの」の欄には(ロ)欄の価額のうち不均一課税の対象となる構築物の価額を、「③ 前年中に取得したもの」の欄には(ハ)欄の価額のうち不均一課税の対象となる構築物の価額をそれぞれ記載すること。
- 7 この届出書には、次の書類を添付すること。
 - (1) 当該施設が同意基本構想に係る中核的民間施設であることを証する書類
 - (2) 税務官署に提出した当該中核的民間施設に係る「減価償却資産の償却額の計算に関する明細書」の写し
 - (3) 中核的民間施設に係る家屋全体の平面図（不均一課税の対象となる資産を明示するものであること。）
 - (4) 付表

付表

(表)

設置した中核的民間施設に係る減価償却資産の取得価額等内訳書

設置した中核的民間施設		取得価額	取 得 年 月 日	事業の用 に供した 年 月 日	備 考
種 類	細 目				
			・ ・	・ ・	
			・ ・	・ ・	
			・ ・	・ ・	
			・ ・	・ ・	
			・ ・	・ ・	
			・ ・	・ ・	
			・ ・	・ ・	
			・ ・	・ ・	
			・ ・	・ ・	
合 計					

(裏)

注

- この表は、設置した中核的民間施設の用に供する家屋又は構築物を構成する減価償却資産（法人税法施行令第13条第1号及び第2号に掲げるものに限る。）について記載すること。
- 「設置した中核的民間施設」の欄の「種類」及び「細目」の欄は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令の別表の種類及び細目の欄に掲げる区分に従って記載すること。

付表

(表)

設置した中核的民間施設に係る減価償却資産の取得価額等内訳書

設置した中核的民間施設		取得価額	取 得 年 月 日	事業の用 に供した 年 月 日	備 考
種 類	細 目				
			・ ・	・ ・	
			・ ・	・ ・	
			・ ・	・ ・	
			・ ・	・ ・	
			・ ・	・ ・	
			・ ・	・ ・	
			・ ・	・ ・	
			・ ・	・ ・	
			・ ・	・ ・	
			・ ・	・ ・	
合 計					

(裏)

注

- この表は、設置した中核的民間施設の用に供する家屋又は構築物を構成する減価償却資産（法人税法施行令第13条第1号及び第2号に掲げるものに限る。）について記載すること。
- 「設置した中核的民間施設」の欄の「種類」及び「細目」の欄は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令の別表の種類及び細目の欄に掲げる区分に従って記載すること。

第二号様式 (第六条)

(改正後)

業務核都市県税不均一課税通知書

第 号
年 月 日

様

千葉県 県税事務所長 印

千葉県業務核都市県税不均一課税条例第 条の規定により、次のとおり不均一課税したので通知します。

税 目		課税番号	
課税年度		不均一課税による軽減額	円

第二号様式 (第四条)

(改正前)

業務核都市県税不均一課税通知書

第 号
年 月 日

様

千葉県 県税事務所長 印

千葉県業務核都市県税不均一課税条例第 条の規定により、次のとおり不均一課税したので通知します。

税 目		課税番号	
課税年度		不均一課税による軽減額	円